

平成28年5月31日

三重大学教職員組合

中央執行委員長 小田 敦子 殿

国立大学法人三重大学長

駒 田 美 弘

「公印省略」

国立大学法人「三重大学クロスアポイントメント制度に関する規程（案）」について（回答）

2016年5月20日付けでお問い合わせのありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

#### 記

##### 1. 2. について

文部科学省の「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」（平成25年6月20日、平成26年7月24日改訂）や「国立大学改革プラン」（平成25年11月）等において、人事給与システムの弾力化の一環として、学外機関との混合給与等の導入を促進していくことが示されており、また、「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）や「科学技術イノベーション総合戦略2014」（平成26年6月24日閣議決定）においては、科学技術イノベーション推進の観点から、「クロスアポイントメント制度」の積極的な導入・活用を進めることとなっています。クロスアポイントメント制度は、大学教員や研究機関等の職員が他の大学や研究機関にも在籍し、それぞれで業務を行うことができるようにする混合給与の一形態であり、国の科学技術戦略としては、産学官の人材・技術の流動性が高まり、機関同士の連携が緊密になることで、お互いの教育や研究の発展につながることを期待されるものです。本学においても、クロスアポイントメント制度は本学の教育、研究、産学連携活動等を推進させることを目的としており、同制度を導入して人事給与システムの弾力化を図ることは第3期中期目標・中期計画にも掲げております。

クロスアポイントメント制度の導入については、平成28年3月9日の大学教員人事制度に関するワーキンググループにおいて検討を開始しました。同ワーキンググループにおいては制度導入と三重大学クロスアポイントメント制度に関する規程（素案）について検討を行い、制度導入にあたって各部署の意見を収集することとなりました。意見収集の結果、全部局が導入に賛成であり、4月7日の大学改革推進戦略会議において意見収集の結果を報告し、導入することを確認しました。その後、同規程（案）を精査して5月12日の役員会で協議し、同日に各地区事業場過半数代表者に同規程（案）について意見聴取を依頼、同月18日の教育研究評議会、同月26日の役員会で同規程の制定について審議を行っており、6月1日の施行が性急とは考えていません。

### 3. について

クロスアポイントメント制度は、教育、研究、産学連携活動等を推進する上で他機関との連携が必要な場合に利用するものであり、適用にあたっては、相手方機関と期間や就業に関する取扱い等必要な事項について協議して協定を締結し、その内容について本人の同意のあることが必須となっています。なお、クロスアポイントメント制度を利用しなければ、現在の雇用形態、給与は変わらないので不利益になることはありません。

クロスアポイントメント制度の導入により、本学の教員や知識・技術が他機関へ出て行くばかりではなく、他機関の職員や知識・技術が本学で活用できるようになるため、一方的に、「大学の研究の注力が企業利益に直結するものに偏っていく」ということはないと考えます。

### 4. について

クロスアポイントメント制度を適用する大学教員は、当然本学の職員であり、他機関の職員についても本学の大学教員として雇用されることから、就業規則や倫理規程を始め、本学の規程が適用されます。また、本学と他機関の両方の身分を有することとなるため、協定を締結する際、服務規律に関する事項は具体的に明記されます。

### 5. について

クロスアポイントメント制度の相手方機関については、本学における教育、研究、産学連携活動等を推進するという目的から、国立大学法人、非公務員型の独立行政法人、私立大学、公立大学法人、民間企業、海外大学等を想定しています。なお、公務員型の研究機関については兼業が禁止されているため、対象とはなりません。

### 6. について

クロスアポイントメント制度の適用の申請は、大学教員が自ら申し出る、他の教職員（学長、部局長に限らない。）から本人に勧める、相手方機関からの申し出がある等、色々なパターンが想定されます。しかし、一方的に適用されることがないように、本人の同意を必要としております。

### 7. について

学校教育法上、大学では学長が最終的な決定権を有しているので、適切な文言です。ただし、実際は、別の規程（内規等）の制定や協定の締結をする場合は、必要な手続きを行いますので、会議等での審議、文書での決裁、制定された規定等の周知（公開）を行うこととなります。

以上